

昭和二十九年八月二十四日



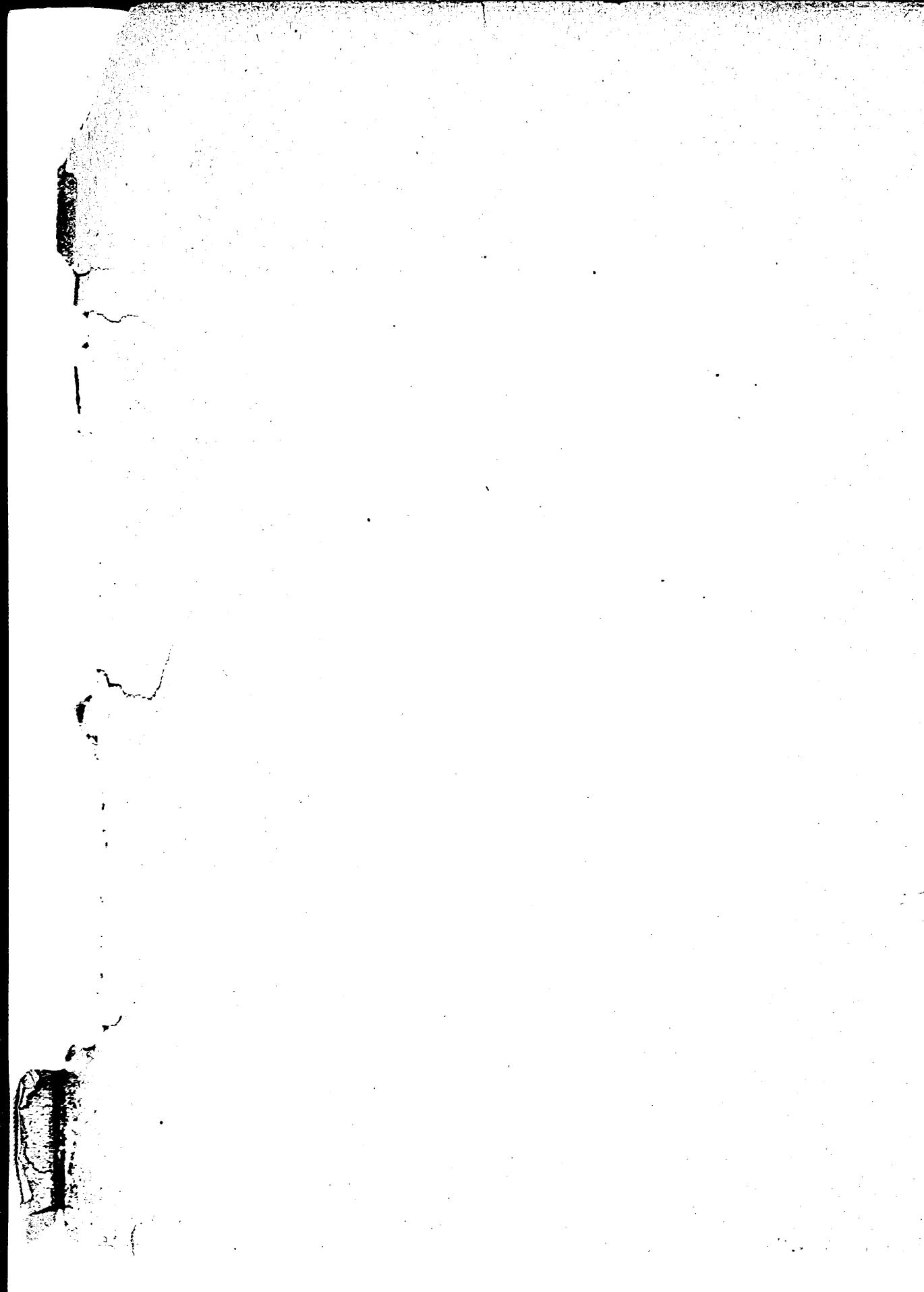
# 人口の量的調整に関する決議

人口問題審議会

B50.61

5

54



## 人 口 の 量 的 調 整 に 関 す る 決 議

(昭和二十九年八月二十四日)

前 文

戦前すでに人口過剰に苦しんだわが国は敗戦後、人口の激増を來し、人口と資源の不均衡はますます激化するに至つた。これをこのままに放任すれば、經濟自立の困難はもとより、生活不安の累化、社会秩序の混乱を來し、ひいては國際平和推進の妨げとなるおそれなしとしない。

こゝにかんがみ、本部会においては、人口の量的調整が現下喫緊の要務であると認め、その方策として、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に關し以下の如く決議する。人口の量的調整方策については、海外移住を考慮することが必要であるこというまでもないが、海外移住は人口量的調整以外に重要な意義をもつものであつて、別途、第一部会における審議にまつこととする。

また、家族計画の普及を促進する政策をとるに當り、質的考慮を等閑に附してはならぬが、人口の質的向上方策一般については、別途、本部会において審議することとする。

主 文

わが国当面の重大な人口問題を解決するためには、人口扶養力の増大を図る政策が必要であることをいふまでもないが、人口の重圧がかえつて資本の蓄積、産業の合理化を阻害している現状にかんがみれば、この際、政府は人口の増加を抑制する政策を探ることが必要である。

政府は従来行われてゐる受胎調節運動を単なる母性保護の立場からのみでなく、総合的人口政策の一環としての家族計画の立場から取上げ、出産制限を希望するものに対しても

ことごとく適正なる手段と便宜とを与える、またこれが普及を困難ならしめている一切の障害と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置することが必要である。

最近大なる流行をみてる人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率が甚だ高く、従つて調節の目的を達するためには度々これを繰返す必要があり、その結果は母体に対して好ましからざる影響を与えるがゆえに政府は現下の人工妊娠中絶の流行をその趣くまゝに放置せず、急ぎ適正なる処置と方策を講ずることが必要である。

およそ家族計画の普及徹底を図るに当つては、これに伴つて起る人口の優生学的資質の動向に對して万全の注意を払う必要がある。

#### 措置

以上の決議の趣旨を実現するために政府が採るべき特に主要なる措置を列記すれば概ね以下の如くである。

一、総合的人口政策に基く家族計画推進のために政府は責任をもつてこれを担当する部局を設置するところに、これが指導組織を確立し民間諸団体の積極的協力を促す措置を講ずること。

二、家族計画の普及徹底を図るため、受胎調節実地指導員の活動に対する支障を除去し、その積極的な活動を促すよう措置すること。

三、家族計画を広く国民各層に普及せしめるため、健康保険その他の社会保険等において、受胎調節手段の配布につき、適當なる措置を講すること。

四、家族計画が眞にこれを必要とする人々に普及するよう指導上留意し、特に生活困窮者に對しては、受胎調節手段の無償または廉価配布を行ひ得るよう措置すること。

五、工場、鉱山、その他の事業所の厚生関係機関に積極的に働きかけ家族計画の実行を促

進すること。

六、給与及び税制の関係において多産を促す結果を招来する嫌あるものはこれを避けるよう措置すること。

七、総合的人口政策に基く家族計画の推進を誤りながらしめるよう人口の量的及び質的動向に関する調査研究を行いもつて行政の資たらしめること。

八、医学教育の課程中に家族計画ならびにその関連知識の供給を行うとともに家族計画技術の研究を援助促進すること。

九、人口妊娠中絶の手術をなしたる医師は、患者がこれを繰返すことなきよう受胎調節に関する知識の供与を行う義務あることを規定すること。

#### 説明

わが国の人口はすでに八千八百万を超える（第一表）、勢いのあむむくところ、これが一億に達するのも遠くない（第二表）、食料その他生活必需品の輸入依存量はますます増加し経済の自立は至難である。しかも生産年令人口の増加は特に著しく（第二表）、その中新しく職を与えないければならないものは年々七十万（昭和二十五年より昭和四十年までの年平均）を超える事情にある。わが国の経済は果してこれを可能ならしめるごとき見通しにあるであろうか。若し然らずとするならばそこに醸成せらるべき社会不安は、激化する失業の脅威（第三表）とともに、恐るべき社会秩序の混乱の原因とならぬとは限らない。

本審議会はかくのごとき実情にあるわが国の経済事情にかんがみ、その打開方策（第一部会において審議中）に望みを嘱するところに、本決議に示すがごとく、多産が家庭生活に及ぼす圧迫を極力緩和し、また将来いよいよ激化する傾向にある失業の脅威に備うるため、各家庭が合理的計画的にその子女の数を調整するよう勧奨するところに、これに必

要なる知識と方法の十分なる供与を行い、また從来適正な受胎調節の普及を困難ならしめていた諸般の実情を調査し、施策の不備、制度の欠陥を是正し、もつて各家庭の実行する家族計画が人口膨脹の抑制に直接寄与するよう措置することを望むものである。

以上のごとき家族計画の措置を実施に移す場合に考慮すべき若干の問題がある。  
その第一は以上のごとき諸方策によつて起るわが国の出生率の急速なる低下は人口の年令構成に悪影響を及ぼすことはないかの問題である。特に老令人口の増加と幼少年人口の減少についてはすでに多くの人々の関心が惹起されている。老令人口の数の増大は死亡率改善の結果であつて、これに対する社会保険制度その他の対策の完備が必要である。全人口中に占める老令人口の比率の増大は現在のわが国では、六十才以上の人口は全人口の八%であるが漸次増加して二十六年後にはアメリカ程度（一二名）に達し三十五年後にはオギリス程度（一六%）に達する。

次に幼少年人口については将来労働力の給源に枯渢を來す恐れなきやの問題があるが幼少年の死亡率の減少、産業合理化、生産能率の増進の趨勢にてらしてその憂はない。更にこゝに附言すべきは出生率は一国の経済の動きに伴つて比較的容易に変動するものである。現にアメリカ、カナダ、オーストラリヤにおいては一時相当著明な出生率の低下を見てきたのであるが、近年は経済状態の好転による結婚年令の低下によつて再び著しい上昇の方向に転じてゐる。

同じく人口構成の変化に関連して問題となるのは、たゞ今後わが国に強度の出生低下が起ることとしても、それはすでに生れてしまつてゐる生産年令人口に關係はなく、従つて冒頭に述べた失業問題の緩和に役立つのは十五年後であるという説である。然しかくのことき考え方ば失業問題をただ失業者自身の問題とするところから來てゐる誤った解釈である。

いうまでもなく失業問題は失業者自身の問題であるばかりでなく、失業家庭の問題である。これは失業者を出した家庭が多子を擁している場合の生活苦を考えてみれば容易に肯けよう。

殊に今日のごとく、頗る潜在の失業者数がすでに五百万を超えており（第三表）、しかもこれに加うるに年々七十万の人口に新しく職を与えるべならぬ現状において、各家庭がその生れて来る子供の数を最低限度に止めようとするのは極めて自然であり、また人口政策としても要望せられるやうである。

第二に従来の受胎調節の普及運動は母性保護を中心とするものであつたため、末端指導組織は主として保健所、助産婦、看護婦を中心とするものであつたが、この結合的人口政策の立場に立つ家族計画は、より広範な基礎に立ち、社会の文化、経済、教育等と密接につながるものであり、特に家庭生活の設計に立脚してその子女数を調整することを根本とするから、これがための宣传教育活動を必要とする。従つて指導組織もこの関係を考慮して社会各方面の有識者の協力のもとにに行われるよう考案することが必要である。またこの運動に直接携わるものは保健所関係者はもとよりであるが、市町村公務員、社会事業団体、社会教育団体、婦人団体、福祉事務関係者等をも含むものでなければならない。なほ指導組織が以上のごとく拡大されるとすれば、これがための指導員の養成及び教育を拡充する必要がある。また、総合的人口政策の立場から家族計画を推進するには現在のごとく、或る課内的一部でこれを行うといふことではなく、中央官庁内にこれを専管する部局を設置することを必要とする。措置第一号を掲げた理由はこゝにある。

而してその部局は人口の量的及び質的動向に常に注意し有効適切な指導を行うことが望ましい。殊に家族計画実践のための最も効率的方法の発見またこれを普及せしめるための

具体的方策が極めて大切である。

例えば、保健所はもとより民間の母子衛生ないし母性相談機関においては母親との相談の機会をとらえ、家族計画の何たるかを教え、出生制限または出生間隔の延長を希望するものに対しても、これを満足せしめるよう適当なる措置を講ずることなどが必要である。また、従来は受胎調節の便宜と方法とが、社会一部の階層にのみ浸透し、最もこれを必要とする階層には渡らぬ実情にあつた。この弊を是正するためには重点的指導が必要であり、また必要があらば制度の改正をも考慮せねばならない。特に措置第二号ないし第五号を掲げた理由はこゝにある。

第三に現下のわが国には人工妊娠中絶が大流行を来たしており、最近は不妊手術もいよいよ流行の波に乗らんとしている。そのこゝに到つた原因は、従来の政府の受胎調節の指導が甚だ不徹底であつたために、国民に盛り上る出産調節の意慾が充たされず、その結果として妊娠してしまい、止むなく墮胎に移行するものが大多数であつたこと。

四　この状勢に対応して、昭和二十七年優生保護法が改正せられ、人工妊娠中絶の手術は審査を経ずて極めて簡易に受けられるようになつたこと等である。  
然しながら事こゝに到つた以上、法律改正等によつてこの状勢を急激に抑圧することは不可能であるばかりでなく、むしろ危険であるから、今政府がなしうることは人工妊娠中絶の弊害、特にこれをたびたび繰返すことが時として不慮の傷害を起すおそれのあることを、ならびに、道徳上の見地から考慮を要する諸点があることを知らしめるこゝもに、受胎調節の方法を教示する必要がある。特に措置第九号を掲げた理由はこゝにある。  
優生手術は人工妊娠中絶とは全くその性質を異にする。すなわち、これには手術の弊害

はほんとなく、また一度手術に成功すれば再妊娠のふそれもない。

然しながらこれは手術の性質が種を永久に断つことであるから、濫用に陥る弊を戒めるところに真に優生学的目的にこれが活用されるよう措置する必要がある。

最後に、従来医学生が受胎調節ならびにこれに関する知識を受けられずして学校を卒業することが許されていることはむしろ誤りというべきである。なぜならば種々の疾患のために受胎調節を禁めなければならないことが少くないからである。しかも、わが国は優生保護法なるものをもつてている。これに関する知識なしにはこの法律に協力することはできない。

国家は速かに従来の教育課程の欠陥を是正するよう措置することが望ましい。

ちなみに、アメリカにおいては、今日では宗教的制約を蒙つてゐる若干の州を除いてはほどんど全州の全医学校が受胎調節及びこれに関する知識を教育課程に取り入れていて、特に措置第八号を掲げた理由はこゝにある。

第1表 全国推計人口

年 次	総 人 口 千人	増 加 数 千人	増 加 率 %
大正 9年	*	55391	732
	56130	718	1.28
	58420	742	1.31
	58380	763	1.33
	58350	833	1.43
	58220	-	-
昭和 14	*	52179	6034
	60210	727	1.54
	61140	935	1.53
	62070	851	1.37
	62930	947	1.50
	-	-	-
15	*	63872	996
	64870	1026	1.58
	65890	931	1.49
	66880	819	1.22
	67690	967	1.43
	-	-	-
16	*	68662	928
	69590	447	6.4
	70040	492	7.0
	70530	318	4.5
	70850	521	7.4
	-	-	-
17	*	71400	300
	71600	700	3.9
	72300	6000	9.2
	73300	500	14.0
	73800	-1,700	21
	-	-	-2.29
18	*	72200	3,600
	75800	2,400	4.9
	78101	6,905	31.0
	80010	6,773	24.4
	81780	6,419	22.2
	-	-	1.24
19	*	83200	6,374
	84600	6,276	1.65
	85900	6,181	1.51
	87000	-	1.38
	87900	-	-
	-	-	-

※ 人口調査人口、ただし昭和15/22/21年は補正したもの。

昭和19年以前は沖縄を含まない。

総理府統計局、大正9年-昭和25年わが国年次別人口の推計(人口推計資料1953-2)昭和28年3月による。

※※ 5月1日、総理府統計局、人口推計月報による。

第2表 年令3区分別推計将来人口  
(a) 實數

年次	総数	0-14才	15-59才	60才以上	(5才以下) (再掲)
総数					
昭和 25年	8,8,200	2,8,472	4,23,11	6,417	4,112
30	8,8,125	2,8,768	3,21,86	7,162	4,685
35	9,3,795	2,8,062	3,7,514	8,159	5,268
40	9,7,345	2,4,242	5,8,748	9,380	6,076
45	1,0,0,662	2,2,292	6,7,565	1,0,806	2,031
50	1,0,3,867	2,1,957	6,9,778	1,2,132	8,097
55	1,0,6,453	2,2,249	7,6,023	1,3,131	9,045
60	1,0,8,074	2,1,942	7,6,585	1,4,488	9,703
65	1,0,8,475	2,0,696	7,1,167	1,6,612	1,0,699
70	1,0,8,047	1,9,200	6,5,958	1,8,870	1,2,376
75	1,0,6,960	1,8,097	6,8,102	2,0,761	1,4,138
80	1,0,5,212	1,7,517	6,5,043	2,2,652	1,5,426
85	1,0,2,730	1,7,143	6,0,603	2,4,985	1,6,700
90	9,9,569	1,6,611	5,7,586	2,5,372	1,8,429
男					
昭和 25年	4,0,7,91	1,4,9,60	2,2,986	2,8,45	4,736
30	4,3,824	1,5,158	2,5,434	3,2,32	2,013
35	4,6,323	1,4,320	2,8,228	3,7,76	2,349
40	4,8,163	1,3,370	3,1,384	4,4,09	2,788
45	4,2,874	1,1,365	3,3,359	5,1,52	3,274
50	5,1,520	1,1,189	3,4,671	5,6,60	3,817
55	5,2,856	1,1,337	3,5,579	5,9,39	4,144
60	5,3,685	1,6,180	3,6,102	6,4,03	4,285
65	5,3,974	1,0,545	3,5,976	7,4,52	4,6,12
70	5,3,836	9,783	3,5,393	8,6,60	5,471
75	5,3,365	9,221	3,4,470	9,6,74	6,422
80	5,2,542	8,926	3,2,937	1,0,679	7,126
85	5,1,317	8,735	3,0,694	1,6,888	7,787
90	4,9,732	8,464	2,8,160	1,2,108	8,665
女					
昭和 25年	4,2,409	1,4,512	2,4,825	3,5,72	2,376
30	4,5,801	1,4,610	2,6,761	3,9,30	2,672
35	4,7,472	1,3,742	2,9,346	4,3,84	2,920
40	4,9,183	1,1,873	3,2,339	4,9,71	3,288
45	5,0,788	1,0,929	3,4,206	5,6,53	3,756
50	5,2,347	1,0,767	3,5,107	6,4,72	4,280
55	5,3,598	1,0,912	3,5,493	7,1,93	4,902
60	5,4,329	1,0,761	3,5,482	8,086	5,419
65	5,4,502	1,0,151	3,5,191	9,160	4,088
70	5,4,211	9,417	3,4,564	1,0,230	6,905
75	5,3,595	8,876	3,3,632	1,4,087	7,716
80	5,2,640	8,591	3,2,106	1,6,973	8,800
85	5,6,413	8,408	2,9,909	1,3,096	8,911
90	4,9,836	8,147	2,8,425	1,3,264	9,764

## (b)割合 (総人口 100,000につき)

年次	総数	0-14才	15-59才	60才	65才(再掲)
総数					
昭和 25 年	1,000,000	35.42	56.87	7.71	4.94
30	1,000,000	33.40	58.56	8.04	5.26
35	1,000,000	23.92	61.38	8.70	5.62
40	1,000,000	24.80	65.46	9.64	6.24
45	1,000,000	22.15	67.12	10.73	6.98
50	1,000,000	21.14	67.18	11.68	7.80
55	1,000,000	20.80	66.76	12.34	8.50
60	1,000,000	20.32	66.27	13.41	8.98
65	1,000,000	19.08	65.61	15.31	7.86
70	1,000,000	17.77	64.75	17.48	14.45
75	1,000,000	16.92	63.67	19.41	13.22
80	1,000,000	16.65	61.82	21.53	14.66
85	1,000,000	16.69	58.99	24.32	16.26
90	1,000,000	16.68	57.84	25.48	18.51
男					
昭和 25 年	4203	12.98	22.63	3.42	2.09
30	4217	12.01	28.54	3.62	2.26
35	4239	15.27	30.10	4.02	2.50
40	4248	12.71	32.24	4.53	2.86
45	4255	14.29	33.14	5.12	3.25
50	4260	10.77	33.38	5.45	3.67
55	4265	10.65	33.42	5.58	3.89
60	4270	10.35	33.42	5.95	3.97
65	4276	9.72	33.77	6.87	4.25
70	4283	9.05	32.76	8.02	5.06
75	4289	8.62	32.28	9.04	6.00
80	4294	8.48	31.31	10.15	6.77
85	4295	8.50	29.88	14.57	2.58
90	4295	8.50	29.29	12.16	8.70
女					
昭和 25 年	50.97	12.44	29.24	4.22	2.86
30	50.83	16.39	30.02	4.42	3.00
35	50.61	14.65	31.28	4.68	3.11
40	50.52	12.19	33.22	5.11	3.38
45	50.45	10.86	33.98	5.61	3.73
50	50.40	10.37	33.80	6.23	4.12
55	50.35	10.25	33.34	6.76	4.60
60	50.30	9.97	32.85	7.48	5.02
65	50.24	9.36	32.44	8.44	5.61
70	50.17	8.72	31.99	9.46	6.39
75	50.11	8.30	31.44	10.39	7.21
80	50.06	8.17	30.51	11.38	7.89
85	50.05	8.19	29.11	12.75	8.67
90	50.05	8.18	28.55	13.32	9.81

厚生省人口問題研究所：“最近の人口に関する統計資料” 昭和  
29年2月による。

第3表 昭和29年3月失業状況実態調査  
報告による就業及び転職希望者

種 別	人 口
平常の非就業者中就職希望者	228万
平常の就業者中転職希望なしし追加就業希望者	264万
計	492万
内求職者	223万

備考：調査期間中の完全失業者 6.5万

総理府統計局：“昭和29年3月労働力臨時調査  
失業状況実態調査報告(速報)”昭和29年7月  
12日による。

国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 9 0

国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 8 6